

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年9月23日(金) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室
3. 出席委員 (18人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (1人)
欠席者 6番 岩川 原造 君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 5号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
- 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第25号 非農地証明願について

6. 農業委員会事務局職員

係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局

おはようございます。本日は6番委員の岩川原造委員が公務の為欠席です。それから事務局長が臨時議会の為、欠席です。

ただ今より平成28年度第6回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は9番委員の日高清明委員にお願い致します。

憲章朗唱（9番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。台風16号が南部の方で潮風の被害が見受けられるようですが、直撃を免れて不幸中の幸いだったと思っております。また皆さんにつきましては先日の熊毛地区の農業委員研修、暑い中での利用状況調査等頑張っていただきましてありがとうございます。

本日の議案は、それほど大変ではないと見ているんですが10月の研修計画等、皆さんのご意見も聞きながら進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

本日の会議録署名委員を17番委員・18番委員にお願いをいたします。議事を進めてまいります。

報告第5号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について、事務局から説明をお願いします。

事務局

報告第5号。農地法第18条第6項の規定による合意解約について次のとおり合意解約の通知があったので報告いたします。

整理番号3番。権利の種類：使用貸借設定。契約内容：経営基盤法。貸借人：借人[]さん（[]歳）、貸人[]さん。土地の所在：[]、他2筆。地目：すべて畑。3筆の合計面積：[]㎡。貸借期間：平成28年7月1日から平成37年6月30日までの10年間。解約の理由：合意解約。貸借の解約の申し入れをした日：平成28年8月20日。貸借の合意解約の合意が成立した日・貸借の合意による解約をする日：平成28年9月7日。土地の引き渡し時期：平成28年9月20日。以上です。

会長

報告案件でございますが、特にご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）

では報告案件でございますので、このようにご理解をお願いいたします。

続きまして議案第22号。農地法第3条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第22号。農地法第3条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求める。

整理番号26番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人[]さん（[]歳）、譲渡人[]さん（[]歳）。土地の所在：[]、他5筆。地目：すべて畑。6筆の合計面積：[]㎡。すべて農用地区域です。利用状況：1筆がススキ野、5筆が畑。営農計画及び耕作期間：たんかんが1月から12月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況：経営面積は0、申請人の経験年数が20年、妻が13年。農機具等の保有状況：運搬機・1、

事務局	<p>自走式草刈機・1、草払機・1、動噴・1です。</p> <p>周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>申請人の関係は親子関係です。今回の申請は新規就農ですが、これまで親の手伝いをしておりましたので経験年数、機械の保有状況・営農計画を見ても特に問題も見られないと思います。したがって農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 26 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>譲渡人は最近入退院を繰り返しております。譲受人は■■■■です。長男は早くに亡くなっております。譲受人は畑の手伝いをしながら仕事をしておりましたので、今後の管理についても問題ないと思っております。</p> <p>場所の説明をします。9ページに1筆、■■■■の■■■■の下にありまして、一時期荒れておりましたが最近では管理もされているようです。10ページに5筆。家の周りにポンカン・タンカン畑があります。最近では作業もできていない状態なのですが、今後は譲受人がしっかりと管理していくということですので、担当委員といたしましては問題ないと考えております。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 26 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。</p> <p>（「異議ありません。」の声あり）</p> <p>整理番号 26 番について申請を許可することにご異議ございませんか。</p> <p>（「はい。」の声あり）</p> <p>整理番号 26 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 27 番です。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 27 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権設定。借人：■■■■さん（■■歳）、貸人：（■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：水稲が1月から12月、イモが8月から2月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況：所有面積が■■■■㎡、借地が■■■■㎡、合計■■■■㎡。申請人の経験年数：10年、夫・10年。農機具等の保有状況：管理機・1、草刈機・1、軽トラ・1です。</p> <p>備考欄にありますように、貸借期間は平成28年9月1日から平成33年8月31日までの5年間です。</p> <p>周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。</p> <p>借人は■■■■の■■■■で働いておりますが夫や子供の協力を得ながら農業をしております。経験年数・農機具等の保有状況・営農計画もしっかり立てられていることから特に問題はないと思います。したがって農地法第3条第2項の各号に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 27 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>借人は■■■■出身で、現在■■■■で水稲も耕作しております。申請事由は</p>

○番（農業委員）	<p>規模拡大となっております、甘藷の栽培を計画しております。 借人は農業に対する意欲・経験等もあり、問題は無いと判断いたしております。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 27 番について皆さん方からご意見、ご質問いかがでしょう。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号 27 番について計画を許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 27 番は許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 28 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 28 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、他 1 筆。地目：畑。2 筆の合計面積： [] m²。利用状況：山林。営農計画及び耕作期間：ガジュツが 5 月から 3 月、ぼんかん・たんかんが 1 月から 12 月。事由：規模拡大。権利の設定を受ける者の状況：所有面積が [] m²、経験年数・申請人が 2 年、農機具等の保有状況：トラクター・2、刈払機・2、管理機・1、植付機・1、掘取機・1、噴霧器・1 です。</p> <p>周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということですので。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということですので。</p> <p>譲受人は昨年屋久島町で新規就農し、規模拡大を進めている農家です。経験年数・機械の保有状況・営農計画を見ても特に問題はみられないことから農地法第 3 条第 2 項の各要件に該当しない為許可要件の全てを満たしていると考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 28 番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>譲受人は [] の集落営農にも入会されておまして、若い農業後継者であります。 場所の説明ですが、16 ページです。近くに [] があるんですが、そこの方の姉弟です。 場所的にはとても良いと思います。譲渡人も高齢ですので、問題ないと思います。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号 28 番について皆さん方からご質問ございますか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 28 番について許可することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 28 番は計画を許可することに決定いたします。</p> <p>続きまして整理番号 29 番の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>整理番号 29 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 []、代表取締役・ [] さん、譲渡人（ [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：柑橘類・熱帯果樹類が 1 月から 12 月。事由：新規参入。権利の移転を受ける者の状況：所有面積は 0。申請人の経験年数：10 年。この経験年数は代表取締役の [] さんの経験年数でして、実際に作業をするのは [] さんという方です。 [] さんの肩書は取締役農場長となります。農機具等の保有状況：刈払機・2、動噴・2 です。今後</p>

事務局

の導入予定といたしまして、耕運機が1。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということ
です。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』
ということです。

譲受人の[]は今回の申請で農地を取得し、農業生産法人に参入する方針です。農地所有適格法人設立要件である構成員要件・事業要件等を満たしており、営農計画等を見てもしっかりと計画されていることから農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号 29 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番（農業委員）

担当委員欠席の為、私の方から説明いたします。

先日担当委員が[]さんに電話をしたところ、前回の[]の土地に続いて規模拡大、そして法人化して農業で頑張っていきたいという話だったそうです。

現地の確認にも行ってきましたが、耕耘すればいつでも使えそうな場所でございますので、何ら問題ないと思います。

場所は[]のすぐ下です。以上です。

会長

整理番号 29 番について皆さん方からご意見ございませんか。
（「異議ありません。」の声あり）

先ほど事務局から説明がありましたが、これまでの取得はこの法人の代表者個人の取得だったんですが、今回は農業生産法人から農地所有適格法人と法律的に名称が変わっておりますが、この法人が取得をするという形になっております。

法人が農地を取得するには『役員の中の一人が農作業に従事すること』というのが必須要件となっておりますが、[]さんというかたが現場で農作業に従事いたします。以前[]で働いていた方で知識・経験、十分にあるかなと判断しております。

他に皆さん方からご質問等ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号 29 番について計画を認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 29 番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 30 番・31 番は関連がございますので一括審議してまいりたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 30 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 []さん（[]歳）、譲渡人 []さん（[]歳）。土地の所在：[]、畑、[]㎡。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：野菜が1月から12月、水稲が2月から8月。事由：新規就農。権利の移転を受ける者の状況：経営面積・0、経験年数・0、農機具等の保有状況：草払い機・3です。非耕作地はございません。周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

整理番号 31 番。権利の種類：貸借権設定。契約内容：使用貸借権。申請人：借人 []さん（[]歳）、貸人 []さん（[]歳）。土地の所在：[]、他4筆。4筆が

事務局

畑で1筆が田です。5筆の合計面積：■■■■m²。すべて農用区域内です。利用状況：4筆が畑、1筆が田。以下は整理番号30番と同じですので省略いたします。

譲受人は今回の申請で3,000m²の下限面積をクリアし、新規就農するものです。経験年数・機械の保有状況に不安もありますが、営農計画等しっかり計画されていることから、農地法第3条第2項の各号に該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

会長

整理番号30番・31番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

22ページの写真ををお願いします。■■■■の近くです。譲渡人は後継者もおりませんし遊休地になるのは目に見えております。申請地は申請人の住宅の裏でして、約3畝ですけど以前から話はあったようです。今回、売買するということで、経営面積、下限面積、■■■■の方にも借りるようですけども、■■■■の委員さんの意見も聞きながら見守っていかないとと思えます。ここら辺はちょっとした家庭菜園を求めている方が多いんですが、下限面積となると大変ですよ。高齢者も多いですし、後継者はいないですし。大きな面積じゃなくて2畝か3畝か家庭菜園をしたい方は多いんですけどね。以上です。

会長

31番の担当委員、お願いします。

○番（農業委員）

借人は奥さんが■■■■の方で、実家がミカンを作っておりますのでそこを管理しています。経営面積が0ですけども、実際は0じゃないわけですね。23ページに航空図があります。

貸人は、■■■■にお父さんが亡くなりまして相続した土地なんですが、土建業に従事して一切農業はしておりません。機械は借りてやっていくということでしたが、やる気はあるようですので認めて良いと思っております。以上です。

会長

整理番号30番・31番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょうか。

○番（農業委員）

■■■■から■■■■までちょっと遠い気もするんですが、■■■■まで行けばそう遠くもないのかなと。

貸人は、この借地を除いたらあとどれくらい農地があるんですか。

○番（農業委員）

あと■■■■m²くらいです。
そこは借り手がいるようです。

会長

他にご意見ございませんか。
（「ありません。」の声あり）

整理番号30番・31番について計画を認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号30番・31番は計画を認めることに決定いたします。

続きまして議案23号。農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第23号。農地法第4条の規定による許可申請について次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号1番。申請人：■■■■さん（■■■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■m²。利用状況：原野。第2種農地。事由：『現在、■■■■に置いてある屋久杉の原木及び半製品を工場及び店舗に近い申請地に移し、資材置き場として活用したい。』と

事務局	<p>ということです。転用目的及び事業計画：資材置き場が \blacksquare m²。 申請人は今回、自身が経営する工場及び店舗に近い申請地を転用し、資材置き場を確保したいということです。 事業計画・施設配置計画図・被害防除計画書を見ても問題ないことから転用はやむを得ないと考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号1番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>農地法第4条の申請です。9月14日に現地を確認しております。29ページに航空写真があります。申請事由としては資材置き場として使いたいという事です。申請地の状況は、以前に砂利を持ち込みススキ・カヤの状態であります。事業計画・周辺農地への影響を見ましても問題ないと判断いたしましたので、転用はやむを得ないと思います。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号1番について皆さん方からご意見、ご質問等いただきます。</p>
○番（農業委員）	<p>申請地の奥の建物が工場なんですけども、ここを建てる時に砂利等を持ち込んだ経緯がございます。以前、非農地にあがってきましたが現地を見た時には畑にならない状態でしたので、資材置き場というのであればやむを得ないと思います。 以上です。</p>
○番（農業委員）	<p>航空図を見ますと、周辺は道路と山ですので認めて良いと思います。</p>
会長	<p>他にございませんか。 （「ありません。」の声あり） 整理番号1番について申請に同意することにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号1番は申請に同意することに決定いたします。</p> <p>続きまして30ページです。議案第24号。農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第24号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。 整理番号10番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 \blacksquare さん（\blacksquare 歳）、譲渡人 \blacksquare さん（\blacksquare 歳）。土地の所在：\blacksquare、畑、\blacksquare m²。利用状況：畑。第2種農地。事由：『現在の店舗が老朽化し、新たに店舗兼工場を新築する必要があるため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成が \blacksquare m²、店舗・工場が \blacksquare m²、駐車場が \blacksquare m²、緩衝地等が \blacksquare m²、所要面積合計で \blacksquare m²となります。 今回の申請は譲受人の店舗が老朽化しているということで、新たに店舗兼工場を新築しようとするものです。事業計画書・周辺農地への影響・被害防除計画をみても特に問題も見られないため転用はやむを得ないと考えます。 以上です。</p>
会長	<p>整理番号10番について担当委員のご意見をお願いいたします。</p>
○番（農業委員）	<p>お姉さんの土地ですけど、ここは荒地で耕作もしていなかったところなんです。集落からも離れていますのでボイラーなんかの音も気にならないんです。場所的には良いと思います。</p>
会長	<p>整理番号10番について皆さん方からご質問等ございませんか。 （「ありません。」の声あり）</p>

会長

整理番号 10 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 10 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 11 番について事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 11 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん ([] 歳)、譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：雑種地。第2種農地・都市計画区域内。事由：『隣接地である住宅の駐車場として利用するため。』ということです。転用目的及び事業計画：駐車場が [] m²。始末書付きの案件です。

今回の申請は譲受人が祖父から土地を譲り受け、父の経営する会社の駐車場にするというものです。

事業計画・配置計画図・被害防除計画をみても特に問題は見られない為、転用はやむを得ないと思います。以上です。

会長

整理番号 11 番について担当委員のご意見をお願いいたします。

〇番 (農 業 委 員)

申請人の関係は祖父と孫です。43 ページをお願いします。近隣は住宅が点在しております。全筆駐車場というわけではなく、右側はタンカンが植わっておりますので、タンカンは残したまま左側を駐車場にするということです。38 ページに断面図がありますが、農業用倉庫が古くなって立替をするときに盛土をしまして 70 cm ほど上がっております。倉庫の立替準備をしていたんですが、おじいさんが病気になりましたので倉庫を作ることは断念して駐車場にするということです。その時の盛土を敷き詰めてありますので、現地はきれいに駐車場になっております。自宅の隣接だという事、農地に復元は難しいという事、樹園地への進入道路ということからも、やむを得ないというふうに考えております。以上です。

会長

整理番号 11 番について皆さん方からご意見・ご質問いただきます。いかがでしょう。

(「異議ありません。」の声あり)

整理番号 11 番について申請に同意することにご異議ございませんか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号 12 番・13 番は一括審議をしたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局

整理番号 12 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 (小瀬田) 屋久島町長 荒木耕治さん、譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： []。地目：畑。2筆の合計面積： [] m²。利用状況：畑。第2種農地。事由：『屋久島町新庁舎建設に伴う駐車場整備のため』ということです。転用目的及び事業計画：特殊車両車庫・ [] m²、備蓄倉庫・ [] m²、駐車場・ [] m²、進入路・ [] m²、緩衝地等・ [] m²、所要面積合計・ [] m²。

整理番号 13 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人 (小瀬田) 屋久島町長 荒木 耕治さん、譲渡人 [] さん ([] 歳)。土地の所在： [] の一部。地

事務局

目：畑。面積：■■■■㎡内■■■■㎡。利用状況：畑。第2種農地。事由・転用目的及び事業計画は整理番号12番と同じです。

今回の申請は屋久島町の新庁舎建設に伴う駐車場の整備ということで、事業計画・被害防除計画書をみても特に問題は無く、転用はやむを得ないと思います。 以上です。

会長

整理番号12番・13番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

屋久島町長と2名の方による売買契約でございます。3筆で■■■■㎡となっております。現地はススキ・カヤが生い茂っております。耕作放棄地の状態です。平成26年10月27日の屋久島町議会臨時会で位置も決定されており、問題ないと判断しております。

会長

整理番号番について皆さん方からご質問等ございませんか。
（「異議ありません。」の声あり）

整理番号12番・13番について、申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号12番・13番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして49ページです。議案第25号。非農地証明願いについて事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第25号。非農地証明願いについて次のとおり非農地証明願いがあったので議決を求めます。

整理番号7番。申請人：■■■■さん（■■歳）、代理人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■■㎡。第2種農地。非農地に至った理由並びに現在の管理状況：『昭和■■年■■月に元住居（■■■■）を長男夫婦に譲渡した。その際に申請地にあった倉庫の一部を改装し住み始め現在に至る。』ということです。

申請地は転用してから20年以上経っている状態で、すでに宅地化しています。農地に復元するには多大な費用と労力を要することから非農地としてやむを得ないと思われます。 以上です。

会長

整理番号7番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人が住み始めて30年近く経っておりまして、ミカン畑に囲まれております。砂利も敷いておりまして車も入ってきていますので、現状を見ましても非農地としてやむを得ないと判断いたします。 以上です。

会長

整理番号7番について皆さん方からご質問・ご意見いかがでしょう。
（「異議ありません。」の声あり）

整理番号7番について非農地として認めることにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号7番は非農地として認めることに決定いたします。

事務局

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

17番

18番

平成28年9月23日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久